

|||||||公文書館法をめぐって|||||||

文 書 館 法 を め ぐ っ て

法文小委員会

昭和62年12月10日、公文書館法案が可決・成立(昭和62年12月15日法律第115号)した現在、表記のテーマを報告することがなぜ必要かと思われる節もあるかと思う。しかし、ここに至った過程を振り返り、今後の対応を考えることは無意味でないと思う。もちろん、公文書館法成立へのプロセスについて、今後全史料協からきちんとした資料が提出されると思われるので、ここでは一会員として関わって来た経験談を披露したい。

昭和60年7月の全史料協兵庫大会で文書館法

水 口 政 次

法文小委員会の設置が承認され、その一委員として指名された。それから「文書館法」について考え、委員会で議論を交す中で法に盛り込むべき項目をどのようなものにすべきかを一つ一つ詰めていかなければならなかった。しかし、委員会の雰囲気は、史料保存利用機関で働く立場から文書館法を作ろうという決意に似たもので溢れていた。

文書館法案と法文小委員会

法文小委員会は、全史料協会会長及び委員6名でスタートした。会合は原則として月1回のペースで開催された。初めはテーマを決めず自由

に議論したが、まとまりがつかないため座長が文書館法案の検討すべき骨子を示し、担当を決めてそれぞれの項目について予め調査してもらい、それについて委員会で議論するやり方で進められた。このようにして、1年にわたる検討を経て昭和61年7月に「文書館法大綱案」が作成され、この年の全史料協栃木大会で報告された。周知のように、この大綱案こそ史料保存利用にかかわる立場で作成され公にされた初めての法案であった。栃木大会では、「文書館法大綱案」を「文書館法案」として作成する旨が決定された。新しい法文小委員会は、前の委員が留任する形になった。ただし、1名が加わった。この委員会も月1回のペースで開催され、大綱案をどういう形で法案にしていくか、委員の誰もが法律の専門家でなく、まして、法律を立案するといった専門的な仕事であるため大へんな苦勞を強いられた。しかしながら、埼玉県教育局の法規担当者で議論していく中で法案を作り上げていった。法案作成上の一番のネックは、法律として官公庁の文書を規定するのはやさしいが、民間の文書について保存・利用等を強制したり、また、民間の文書館を設置せよといった私権に関わる規定はむずかしいといった点であった。ほぼ11ヶ月の後、昭和62年9月に出来上がり、同年10月の全史料協北海道大会で報告された。

公文書館法制定と法文小委員会

公文書館制定のプロセスについて、ここでは簡単に触れるに止める。全史料協顧問である参議院岩上議員が、従来から国会内外で文書館法制定に向けて運動を続けてきたところであるが、昭和61年10月に自民党内に「文化振興に関する特別委員会」を設置して、文書館法制定の足がかりを作られた。さらに、昭和62年に入って政府首脳が理解が得られて、議員立法として文書館法を国会に上程することになった。岩上議員は参議院法制局に法案の作成を依頼した。5月に「公文書館法案大綱(案)」(以下「大綱(案)」という)として出来上がり、全史料協事務局へ提示された。たまたま、文書館法案を検討していた法文小委員会が「大綱(案)」について客観的に精査することになり、その後開催された全史料

協理事会へ法文小委員会見解として説明した。それからは「大綱(案)」を検討する受け皿がないため、とりあえず法文小委員会がその仕事を兼ねる形となった。法文小委員会としても、「大綱(案)」に全史料協の文書館法大綱案の趣旨を生かすよう努力した。最初に提示された「大綱(案)」は、公文書に重点を置いたものであったが、広範な古文書等をも含めること、また、専門職(アーキビスト)を置くことを規定すること等を要望した。さらに、岩上議員、参議院法制局担当者、研究団体とも協議が行われ、数度の修正の後9月に「公文書館法(案)」がまとまった。法文小委員は文書館法大綱案の基本的な線は盛り込まれていることで大方理解した。その後、12月8日の参議院内閣委員会の採択を皮切りに、参議院本会議(12月9日)、衆議院本会議(12月10日)において可決・成立した。

公文書館法と「公文書館法」問題小委員会

全史料協では、北海道で開催された全国大会で公文書館法が成立することを前提で、公文書館法の課題と今後の対応を検討するために小委員会を設置する旨を提案し承認された。小委員会は、昭和62年11月に正式発足して名称を「公文書館法」問題小委員会とした。委員は法文小委員の7名と新たに3名が加わった。成立した公文書館法に向けて、まず当面検討しなければならない課題は、次の事項であることが決定された。

1. 文書館、公文書館等の組織、業務、建築等について基本的なガイドライン案を作成すること。
2. 文書館専門職(アーキビスト)の資格及びその養成課程について全史料協の提言案を作成すること。

期間は一応今年3月末を目途に文案をまとめることになった。いずれ会員の皆さんに何らかの形で周知されると思うが、全国レベルで検討すべき課題である。公文書館法成立が引金となって、文書館、公文書館等未設置の地方自治体では、今後何らかの検討が迫られると思う。その際に全史料協がきちんとした対応が出来なくてはならない。つまり、公文書館法そのものを

生かすも殺すも全史料協の出方によることが多いと思う。そのためにも、全史料協が提案した「文書館法案」を十分吟味して公文書館法を充実させていく必要がある。各機関で働く人々の声が全史料協を通じて公文書館法を大きく育てていく運動になればよいと思う。

最後に、会員の皆さんが、「公文書館法」問題小委員会に対して大いに要望や意見等をお寄せくださるようお願いしたい。

※参考文献 安藤正人「『公文書館法』への道」(『図書館情報学』1988年1月号)
(東京都公文書館)